

滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

国立大学法人法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 88 号）による国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県職員退職手当条例（昭和 28 年滋賀県条例第 24 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 国立大学法人法の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。（付則関係）
- (2) この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとします。

滋賀県職員退職手当条例新旧対照表

旧	新
<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 から10まで 省略</p> <p>11 旧機関の職員が、第7条第5項に規定する事由によつて引き続いて職員となり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の10第2項の規定による基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、知事が別に定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。</p> <p>12以下 省略</p>	<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 から10まで 省略</p> <p>11 旧機関の職員が、第7条第5項に規定する事由によつて引き続いて職員となり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の10第2項の規定による基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、知事が別に定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。</p> <p>12以下 省略</p>